

償却資産の申告はお済みですか？

「土地」や「家屋」と同様、事業用の資産にも、「償却資産」として固定資産税が課税されます。「償却資産」には、例えば次のようなものがあります。

飲食店



内装工事、厨房設備、接客用家具、備品、テレビ、カラオケセット、レジスターなど

理容業・美容業



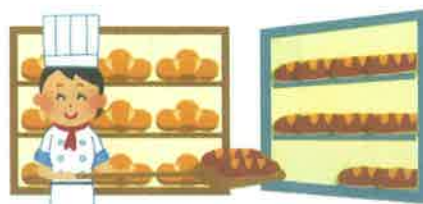
内装工事、理・美容イス、理・美容設備、洗面台、タオル蒸器、応接セットなど

工場・倉庫



製造設備、受変電設備、フォークリフト等の大型特殊車両など

食品製造・加工業



パン焼窯、豆腐製造設備、製麺設備、冷蔵庫、ミキサーなど

アパート等の賃貸住宅、家具付きマンション、その他の業種の事業所



舗装路面、駐車場、車止め、駐輪場、塀、擁壁、フェンス、ごみ置場、外灯、植栽、側溝、ルームエアコン、備え付けの家具・備品、受変電設備、電力引込設備、看板、門扉、太陽光発電設備など

商店・小売店



内装工事、商品陳列棚、レジスター、
冷凍冷蔵ストッカー、自動販売機、看板、
駐車場など

有料駐車場



舗装路面、塀、フェンス、植栽、駐車装置、
料金支払機、照明設備、看板など

病院



ベッド、手術台、X線装置、キャビネット、
各種医療機器、応接セット、看板など

ホテル・旅館



客室備品、洗濯設備、厨房設備、ボイラー、
駐車場・植栽等の外構工事など

給油所



給油設備、洗車機、オイルチェンジャー、
キャノピー、照明設備、ポール看板など

運輸業・観光業・漁業



飛行機、ヘリコプター、グライダー、
客船、クルーザー、漁船、魚網など

那覇市内で事業を営み、事業の用に供することのできる資産をお持ちの方、
又は那覇市内に事業用として貸付けている資産をお持ちの方は、地方税法第
383条の規定により、毎年1月1日現在所有している資産を申告していただ
くことになっています。

お問い合わせ：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所 企画財務部 資産税課 償却資産グループ

TEL:098-862-5320(直通) FAX:098-861-1297